

「長岡市公共交通等事業継続支援金」
申請要領

令和4年7月

長岡市都市整備部都市政策課交通政策室

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症及び燃料高騰の影響が続く中、市内公共交通網及び市民の送客維持に努めているバス事業者やタクシー事業者を支援します。

2. 対象事業者

次の(1)から(3)までの全ての要件に該当するバス・タクシー事業者が対象となります。

(1) 次のいずれかの事業者であること。

ア 市内に本社または営業所を置く乗合バス、貸切バス事業者

(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イ一般乗合旅客自動車運送事業に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、同号ロ一般貸切旅客自動車運送事業に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者、同条第2号特定旅客自動車運送事業に規定する特定旅客自動車運送事業者)

イ 市内に本社または営業所を置くタクシー事業者

(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者)

(2) 令和4年3月31日時点において、すでに2.(1)のいずれかの事業を運営していた事業者で、今後も事業を継続する見込みであること。

(3) 長岡市暴力団排除条例(平成24年長岡市条例第50号)第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

3. 支援金額

保有している事業用車両の台数により、支援金額を計算します。

(1) 乗合、貸切バス事業者

保有車両1台につき、60,000円

※令和4年3月31日現在、一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業輸送実績報告書(令和3年度分)により、新潟運輸支局に届出されている車両のうち、市内の営業所に配置されているバス車両が対象。

(2) タクシー事業者

保有車両1台につき、40,000円

※令和4年3月31日現在、一般乗用旅客自動車運送事業輸送実績報告書(令和3年度

分)により、新潟運輸支局に届出されている長岡市域に係る営業区域の事業用自動車が対象。

※支援金の交付は、同一事業者について1回限りです。

4. 申請書類

(1) バス、タクシー共通

- ① 長岡市公共交通等事業継続支援金交付申請書兼実績報告書
- ② 請求書
- ③ 新潟運輸支局に届出している輸送実績報告書（令和3年度分）の写し
※長岡市域に係る営業区域の台数が確認できるもの（タクシー）。
※新潟運輸支局の受理印があるもの
- ④ 債権者登録（変更）申請書
※現在、債権者登録をしている口座以外の振込ご希望者のみ。
- ⑤ 提出書類チェックリスト

(2) バスのみ

- ⑥ 市内の営業所に配置されているバス車両の内訳が分かる書類
（事業計画変更届出書の写し）
※新潟運輸支局の受理印があるもの

※①・②・④・⑤の様式は、長岡市ホームページからダウンロード可能です。

掲載場所：[ホームページトップ](#)>[くらし・手続き](#)>[交通](#)

5. 申請期限

令和4年9月30日（金曜日）（当日消印有効）

6. 申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、郵送での提出を基本とします。

送料は申請事業者側でご負担をお願いいたします。

宛先：〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

長岡市都市整備部都市政策課交通政策室 行

7. 交付決定

- (1) 申請書類の受付後、書類の審査を行い、申請内容が適正と認められた場合、市から交付決定通知を送付いたします。支援金は、交付決定日以降、適正な請求書を受理した日から、30日以内に登録された口座に振り込みます。
- (2) 申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは申請を却下することがあります。また、提出書類に不備がある場合、書類の追加、差替え等をお願いすることもありますので、本要領をよく確認のうえ、申請書類を提出してください。
- (3) 当支援金に係る取扱いは、長岡市補助金等交付規則によります。

8. 問い合わせ

ご不明な点は、以下まで問い合わせください。

長岡市都市整備部都市政策課交通政策室

TEL 0258-39-2267 (受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く))

FAX 0258-39-2270

E-mail koutuu@city.nagaoka.lg.jp